

「氷見市危険ブロック塀の応急撤去及び設置」実施要綱

(目的)

第1条 本実施要綱は、「令和6年能登半島地震」による損傷を受けた市内に位置するブロック塀について、建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の撤去や建替えを行うことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 危険ブロック塀等 次のいずれかに該当するもの

ア 補強コンクリートブロック造で、別表第1に掲げる基準を1項目でも満たす塀及び門柱

イ 組積造で、別表第2に掲げる基準を1項目でも満たす塀及び門柱

ウ 著しい傾きやひび割れがある鉄筋コンクリート組立塀

(2) 基準額 第5条第1号から第3号までに規定する撤去及び設置を行った者に対する第4条に規定する額

(対象者)

第3条 対象の危険ブロック塀等の所有者又は住まいをそこにおくもの。

(基準額等)

第4条 危険ブロック塀等の応急撤去及び設置のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び撤去事務費等一切の経費を含む費用の3分の2とし、1世帯あたりの限度額は以下のとおりとする。ただし、要する費用の合計額は、80,000円/mに対象となる危険ブロック塀等の総延長(m)を乗じた額を限度とする。

(1) ブロック塀等の撤去のみ 上限 100,000円

(2) ブロック塀等の撤去と、その後の設置 上限 150,000円(※)

※撤去の上限は10万円、設置の上限は5万円とする。

(業務の対象経費)

第5条 危険ブロック塀等の応急撤去及び設置の対象経費は、次の各号のいずれかに要する費用とする。

(1) 危険ブロック塀等の除却

(2) 前号の除却後に行う塀又は門柱の設置

(3) その他市長が認めた撤去及び設置等

(支援の期間)

第6条 支援の期間は、次のとおりとする。

令和6年1月10日から令和6年7月1日まで（災害発生から6か月以内）
ただし、延長が必要な場合には、令和6年12月31日まで延長可能とする。

（手続きの流れ）

第7条 市町村は相談受付窓口を開設し、業者リストの提示と併せて制度の概要について説明する。以後の手続きは別紙1のとおり。

（証拠写真の提出）

第8条 対象の危険ブロック塀等について確認する必要があることから、撤去前、撤去後、設置後の写真を撮影し、必ず提出すること。

（細則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年1月10日から施行し、同日以後に行う危険ブロック塀等の撤去及び設置について適用する。

別表第1 補強コンクリートブロック造の塀又は門柱の判断基準（第2条関係）

判定区分	判断基準
1 高さ	2.2m 以上
2 厚さ	(高さ 2m 以下の場合) 10cm 以下 (高さ 2m 超 2.2m 以下の場合) 15 cm 以下
3 控え壁	(高さ 1.2m 超の場合) 長さ 3.4m 以下ごとに、高さの 1/5 以上突出した控え壁が無い
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎が無い
5 基礎の根入れ深さ	(高さ 1.2m 超の場合) 30cm 以下
6 劣化状況	著しい傾きやひび割れがあり、倒壊の危険性がある
7 鉄筋の有無	内部に直径 9 mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80 cm 以下の間隔で配筋されていない
8 鉄筋の定着	縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされていない

別表第2 組積造の塀又は門柱の判断基準（第2条関係）

判定区分	判断基準
1 高さ	1.2m 以上
2 厚さ	その部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以下
3 控え壁	塀の長さ 4m 以下ごとに、厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁が無い
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎が無い
5 基礎の根入れ深さ	20cm 以下
6 劣化状況	著しい傾きやひび割れがあり、倒壊の危険性がある